(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び佐野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第三百六十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年二月二十二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

栃木県鹿沼市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、鹿沼市(次の図に示す部分に限る。)

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

鹿沼市(次の図に示す部分に限る。)

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○経済産業省告示第二十八号

輸入貿易管理令(昭和二十四年政令第四百十四号)第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号(輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表)の一部を次のように改正し、平成二十二年二月二十三日から施行する。

平成二十二年二月二十二日

経済産業大臣　直嶋　正行

三の9の(4)のロ、ハ及びニ中「エストニア」の下に「、エチオピア」を加える。

○経済産業省告示第二十九号

工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)第二十八条第一項の登録の更新をしたので、同法第六十八条第一号の規定に基づき告示する。

平成二十二年二月二十二日

経済産業大臣　直嶋　正行

工業標準化法第二十八条第一項の登録の更新をした認証機関

登録更新年月日	登録認証機関の名称及び所在地	認証を行う事務所の名称及び所在地	登録の区分	認証を行う区域
平成21年10月3日	財団法人日本品質保証機構 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	財団法人日本品質保証機構JIS認証事業部 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	A(土木及び建築)、 B(一般機械)、 C(電子機器及び電気機械)、 D(自動車)、 E(鉄道)、 G(鉄鋼)、 H(非鉄金属)、	日本及び全世界

平成21年11月22日	社団法人日本水道協会 東京都千代田区九段南四丁目8番9号	社団法人日本水道協会検査部 東京都千代田区九段南四丁目8番9号	K(化学)、 M(鉱山)、 P(パルプ及び紙)、 R(窯業)、 S(日用品)、 T(医療安全用具)、 Z(その他)	
			B(一般機械)、 G(鉄鋼)、 H(非鉄金属)、 K(化学)	日本
			B(一般機械)	タイ王国及び中華人民共和国

○関東地方整備局告示第二十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から代表者の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年二月二十二日

関東地方整備局長　菊川　滋

一　登録番号

関東地方整備局長　19

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

社団法人山梨県建設技術センター

三(1)　代表者の氏名の変更

変更前	保坂　茂久
変更後	小野　忠

(2)　評価員の氏名の変更

変更前	新津　修、小川　裕之
変更後	橋戸　賢、新津　修、細田　正行、小川　裕之、村松　賢治

(3)　役員の氏名の変更

変更前	保坂　茂久、小野　忠、土屋　雅博、古屋　良夫、中村　照人、今沢　忠文、荻野　正直、奈良　一幸、辻　依田　光弥、渡邊　凱保、廣瀬　文夫、田中　久雄、丹澤　明彦、辻　博、宮田　文夫
変更後	小野　忠、古屋　良夫、土屋　雅博、中村　照人、石井　由己雄、今沢　忠文、保坂　武、荻野　正直、辻　一幸、望月　仁司、渡邊　凱保、田中　久雄、広瀬　猛、河西　邦夫

(4)　評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名の変更

変更前	小野　忠
変更後	古屋　良夫

(5)　変更年月日

平成二十一年五月二十七日